

資料提供	
令和8年2月6日	
担当課 (担当者)	鳥取市保健所生活安全課 (門木・清水)
電話	0857-30-8552

令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

～食品の安全を確保するための指導計画の策定について、市民政策コメントを行います～

本市では、鳥取市保健所の管轄内における食品による衛生上の危害を防ぎ、住民の食の安全・安心を確保するために、食品衛生法に基づいて監視指導を行っています。このたび、重点的、効果的な監視指導を実施するため、令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）を作成しましたので、皆さまからの意見を募集します。

記

1. 市民政策コメント

(1) 意見募集期間

令和8年2月6日（金）から 2月27日（金）まで

(2) 提出先・問合せ先

健康こども部 鳥取市保健所 生活安全課

〒680-8571 鳥取市富安2丁目138-4

Fax (0857) 20-3962 メールアドレス shokuhin@city.tottori.lg.jp

2. 計画（案）の概要

(1) 保健所（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

① 流通食品の収去検査（抜取り検査）の実施

② 食品事業者等への監視指導の実施

・食中毒予防対策の強化

カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒（じやがいもに含まれるソラニン、スイセン、ふぐ毒等）、寄生虫（クドア等）の予防対策を重点的に行う。

・食品衛生上のリスクの高い施設に対する重点的な監視指導

食品衛生法違反施設、大量調理施設、野生鳥獣肉処理施設等

(2) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組む事業者への支援

① HACCPの導入及び継続的な運用ができるよう技術的な助言、指導を実施

② 食品衛生管理を行う者の養成及び資質向上

(3) 消費者に対する食品衛生の普及啓発

① 食中毒予防の啓発（様々な媒体を用いた食中毒予防方法の周知）

② リスクコミュニケーション（食品衛生に関する情報提供・意見交換）の実施

＜昨年度からの主な変更点＞

(1) 食中毒予防対策

①ノロウイルス食中毒対策

令和7年に患者数が多数に上る食中毒事件が発生し、いずれも従事者（調理者）由来での食中毒事件でした。食中毒が起った場合、患者が多数発生する恐れのある大量調理施設（弁当屋、旅館・ホテル、給食施設等）及び製造施設等に対して、ノロウイルス食中毒予防の指導（HACCPに沿った衛生管理、調理従事者の衛生管理、衛生講習会の実施等）を強化します。

②腸管出血性大腸菌（0157）、カンピロバクター食中毒対策

加熱不十分な食肉等の喫食の関与が多いため、施設における十分な加熱及び衛生的な取扱い等の指導・啓発を行います。特に、客席で加熱を行う食肉料理の提供を行う飲食店施設に対して、十分な加熱調理の周知を行います。

③自然毒（有毒植物・ふぐ毒）、寄生虫食中毒対策

令和7年にスイセンを誤食したことによる食中毒が発生しており、食用と間違えやすい植物について注意喚起を行います。また、同年、クドアによる食中毒も発生したことから、寄生虫による食中毒予防啓発を強化します。

(2) 食品表示の適正化

食品表示基準及び令和7年に改正された期限表示ガイドラインの周知を引き続き行い、適正表示の指導を行います。